



ハウスDr.青山建築士の

『住まいの最新情報』

その4

さて「**200年住宅**」のこと、前回に引き続いてお話を進めていくとしてしましょう。

長持ちさせる家づくりへ

消費者保護のために整備された住宅品質確保法(品確法)でも住宅瑕疵担保履行法でも住宅の基本的な性能として家の長寿命化の項目が盛り込まれていました。品確法で制度化された住宅性能表示では「構造の安定」や「維持管理」など具体的に住宅の性能を明確にすることが建物の長寿化を図る基本要素として考えられています。

また、住宅瑕疵担保履行法では保険会社が保険を受ける前提として「構造の安定」の条件が明確化されています。このように家の長寿命化を図るうとする流れは「量から質へ」、「フロー(消費)からストック(貯蔵)へ」という言葉で語られます。そのことがハッキリと明示されたのが06年に制定された住宅基本法でした。そして今、こうした流れを踏まえて登場したのが2009年6月から始まった長期優良住宅法なのです。

社会システムとしての**200年住宅**

「200年住宅」とつけてやる人にとってはいらないのではないでしょうか。孫の代までといつてもたぶん100年先ではないはずですから200年先の住宅の姿というのは「いったい何のこと?」と違和感を感じながら聞く人

がほとんどではないでしょうか。
今までの住宅はスクラップ&ビルで「住みつぶし」ときていました。しかし「**200年住宅**」では「住みつないで」「じく姿が求められているのです。
そうすると100年ではなく200年といつ数字であることが少し分かってきます。つまり新しく作られた住宅がこの先、社会資産として売買や賃借の形でも価値のあるものにしそう、20年間は市場で評価され使われるものとして社会的な価値を保っている住宅づくりを始めよう、という提案なのでしょう。「**200年住宅**」とは200年間は市場価値を保持しましょうという戦略的イメージなのだ、といつてが分かってきます。

そのための大きな仕組みが 「住宅の履歴」です。

残念ながら従来の住宅ではほとんどと言つていいくらいに履歴を残している家はないといえるのではないか。建築や改築をする際に必要となる当時の建築確認申請書の写しなど大切な図面や書類すら見つからない、といふこともよくある話です。家を孫の代まで使うだけではなく他人に売買するところとの意識もなければ社会的な合意も現在は形成されていない状況ではあります。しかし、今後の社会のあり方を見つめればストック型の住宅

となるのが長期優良住宅法であり、そこで規定された長期優良住宅という名の「履歴を持った住宅性能」といふことになつてしまつでしょう。

がほとんどのではないでしょうか。
今までの住宅はスクラップ&ビルで「住みつぶし」ときていました。しかし「**200年住宅**」では「住みつないで」「じく姿が求められているのです。
そうすると100年ではなく200年といつ数字であることが少し分かってきます。つまり新しく作られた住宅がこの先、社会資産として売買や賃借の形でも価値のあるものにしそう、20年間は市場で評価され使われるものとして社会的な価値を保っている住宅づくりを始めよう、という提案なのでしょう。「**200年住宅**」とは200年間は市場価値を保持しましようという戦略的イメージなのだ、といつてが分かってきます。

また一つアップする住宅品質

さて長期優良住宅はすべての住宅を対象に義務化されるものではあります。そうするかどうかは建て主が判断し、選択するものなのです。認定を受けるためには7つの基準をクリアしなければなりません。7つの基準は将来のストック型住宅となり得るべくそのまま市場価値を保持しますというのですね。「**200年住宅**」とは200年間は市場価値を保持しましようという戦略的イメージなのだ、といつてが分かってきます。

となるのが長期優良住宅法であり、そこで規定された長期優良住宅という名の「履歴を持った住宅性能」といふことになつてしまつでしょう。

となるのが長期優良住宅法であり、そこで規定された長期優良住宅という名の「履歴を持った住宅性能」といふことになつてしまつでしょう。

[青山 善嗣]

次回は長期優良住宅が備えていなければならぬ7つの性能基準を分かり易く説明して、これらの住宅に求められている性能について考えてみたいと思います。